

宮城県土地利用基本計画の変更について（令和3年度末予定）

現行計画について

宮城県国土利用計画（第5次変更版）を基本として策定しており、国土利用計画と重複した内容が多くなっている。

- ・ 県土利用の基本理念、基本方向
 - ・ 地域類型別の土地利用の基本方向
 - ・ 地域別の土地利用の基本方向
- 「土地利用基本計画」が果たすべき役割が不明確となっており、国土利用計画との「違い」を明確にする必要がある。

国土利用計画と全く同じではないが、同様な記載が多くあり、違いが明確になっていない状態である。

令和3年度の変更に当たって

令和3年度の変更に当たって、宮城県国土利用計画（第六次）と宮城県土地利用基本計画の果たすべき役割を整理し、以下のような位置づけとする。

宮城県国土利用計画

行政機関や審議会、議会、パブリックコメントなど、幅広い意見（民意）を反映した長期的な国土利用の構想



それぞれの役割を明確化

宮城県土地利用基本計画

国土利用計画における構想を実現する手段としての行政行為、各種規制等を記載する調整機能の役割

整理を受けて

宮城県土地利用基本計画（令和3年度末変更）（案）

構成

【現行計画】

- ①前文
- ②土地利用の基本方向
→地域類型別，地域別
- ③土地利用の原則
→五地域区分ごとの原則
- ④土地利用の調整に関する事項
→五地域区分の重複時の調整
- ⑤公的機関の開発保全整備計画



【改定案】

- ①前文
- ②土地利用の基本方向
→地域類型別，地域別（地理区分）
- ③土地利用の原則
→五地域区分ごとの原則
- ④土地利用の調整に関する事項
→五地域区分の重複時の調整
- ⑤公的機関の開発保全整備計画

構成については、現行計画を踏襲しつつ、記載する内容を整理

【①，②】

国土利用計画に記載されている内容との重複をなるべく避け、簡素化する。

【③，④】

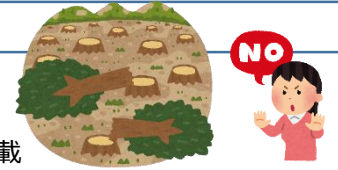
国土利用計画との重複記載はなるべく避け、調整機能的な記載のみとする。

土地利用の基本方向において、沿岸部と内陸部、主な水系ごとの圏域といった異なる視点における基本方向についても記載を検討

記載事項

- ・ 前文，土地利用の基本方向
→国土利用計画を基本として、押さえるべきポイントのみを記載（記載は簡素化する）
地理的な特徴を踏まえた形に整理した上で、地域別の基本方向を記載
- ・ 土地利用の原則
→五地域区分それぞれの利用における原則を記載
要点を押さえ、できる限り簡素化

- ・ 土地利用の調整に関する事項
→五地域区分の重複時の調整方針を記載
県に独自性が与えられているため、個別法の規制に則り、調整方針を記載する
再生可能エネルギー施設の普及に伴い、森林が減少していく傾向などを踏まえ、できるだけ森林を維持するような記載にしたい



宮城県国土利用計画（第六次）の構想を実現するべく、即地的かつ分かりやすい計画の策定を行う